



医安総 第24号
令和2年11月27日

厚生労働省
医政局長 迫井 正深 様

一般社団法人 日本医療安全調査機構
理事長 高久 史麿

医療事故調査制度の運営上の課題に関する要望書

医療事故調査制度開始から4年を経過して見えてきた制度運営上の課題及び対応策を検討するため、令和元年11月、医療事故調査・支援事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)に作業部会(WG)設置し、検討してきたところですが、今般、運営委員会からの検討結果報告を踏まえ、本制度を安定的に運営していくため、行政的側面からのご支援・ご配慮を賜りたく、以下の項目について、要望いたします。

1. 「医療事故調査制度の普及・定着」に関する要望

【要望趣旨】

センターでは、これまでもポスターやリーフレット配布、新聞広告等掲載、研修会の実施、各種講習会等への講師派遣、ホームページ等を媒体とした広報活動を行っているものの、国民や医療機関への広報周知が十分とはいえない状況でもあったと考えられることから、制度の普及・定着に関する以下の項目について、行政面でのご支援もお願いするものです。

- 1) 医療法で定められている「医療安全支援センター」は、その業務として「地域における医療安全の情報の提供」も掲げられていことから、医療安全支援センターを活用し、国民に対する積極的な情報提供や啓発活動に取り組んでいただくよう、要望します。
- 2) 医療事故調査制度に係る研修会への医療機関の管理者の出席が少ないことから、当該研修への医療法第6条の10に規定する管理者の出席を誘導する方策を検討していただくよう、要望します。
- 3) 医療法第25条第1項及び第3項に基づく立入検査(以下「立入検査」という。)に際しては、令和元年7月18日付医政局長通知に基づき、令和元年度の立入検査から、「医療事故情報収集事業に報告を行っている死亡事例について、医療事故調査制度への報告を行っているかを確認し、指導を行う」こととなったが、その際には「報告すべき医療事故の範囲をどのように考えているのか」の確認も併せて行っていただき、その結果について、センターと情報共有していただくよう、要望します。
なお、病院内での患者の目につく場所へのポスター掲示や患者への配布を目的としたリーフレットの配置場所については、この立入検査時における指導に大きな効果がみられることから、この指導を継続していただくよう、要望します。
- 4) 医療法第12条の3第1項に基づき、特定機能病院の開設者が厚生労働大臣へ提出する「業務に関する報告書」の「規則第9条の20の2第1項1号から第13号に掲げる実施状況」の「⑨入院患者死亡した場合などの医療安全部門の報告状況」欄に、次の事項を追記して、立入検査時等の参考としていただくよう、要望します。
☞ 医療事故調査制度に基づき、「医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの」として医療事故調査・支援センターへの報告状況： ○○ 件
- 5) 平成30年の診療報酬改定で新設された「医療安全対策地域連携加算」に関し、「医療機関が連携して行う、医療安全対策に関する相互評価項目」の例示が、平成31年4月12日付で医政局総務課医療安全推進室長から示されたが、当該相互評価項目に「医療事故調査制度の取り組み内容」を追記していただくよう、要望します。

2. センター調査における「搬送先医療機関や死亡した患者に関係した前医等の医療機関（以下「搬送先医療機関等」という。）からのスムーズな診療情報の提供」に関する要望

【要望趣旨】

医療事故調査制度の制度設計に係る検討会では、複数医療機関に跨った場合の診療情報の提供に関しては想定されておらず、このため制度開始4年が経過して、制度運用上の不都合や調査に要する期間等に関連する課題が明らかになってきたため、これが対応について、要望するものです。

- 1) 搬送先医療機関等からの診療情報の提供に関しては、法令等に定めがありません。
センター調査においては、搬送先医療機関等からの診療情報の入手は、精度の高い調査結果を得るためには、必要不可欠なものです。センターとしては、当該医療機関からの任意による診療情報の提供を依頼している現状です。

このため、任意による情報提供依頼であるが故に、診療情報の入手が困難な場合もあり、その場合、十分な調査・検討ができず、センター調査報告書の内容・質にも影響を来すこととなり、ひいては、医療事故調査制度の信頼性にも影響してくる懸念があります。

したがって、法令での手当の要望が基本ではあるものの、まずは、「センターから、搬送先医療機関等に対して、診療情報提供の協力依頼があった場合は、情報提供に協力していただきたい」旨を内容とする通知等を発出していただくよう、要望します。

なお、上記課題は、センター調査に特有の課題ではなく、院内事故調査においても共通する課題でもあり、ひいては本制度における医療事故調査そのものにかかわる課題であることを、申し添えます。

- 2) 搬送先医療機関等からの診療情報の提供に関しては、法令等に定めがありません。
このため、搬送先医療機関等からの診療情報の入手経路は、厚生労働省の指導により、事故発生報告医療機関を経由しての入手に努めているところですが、これら双方の医療機関の関係性もあり、事故発生報告医療機関経由ではなく、搬送先医療機関等からセンターに直接提供される事例が過半を占め、厚生労働省から指導を受けた入手経路だけでは、入手困難な現状となっています。

したがって、法令での手当の要望が基本ではあるものの、まずは、「センターにおいて搬送先医療機関等から診療情報を直接入手することも差し支えない」ことを、容認していただくよう、要望します。

(以 上)